

6 許可の消滅（通関業法第10条）

- (1) 通関業者が次のいずれかに該当するときは、当該通関業の許可は消滅する。
- ① 通関業を廃止したとき
 - ② 死亡した場合で、許可の承継の申請が期間内にされなかったとき、又は承継の承認をしない旨の処分があったとき
 - ③ 法人が解散したとき
 - ④ 破産手続開始の決定を受けたとき
 - ⑤ 通関業の許可の条件として付された期間が経過したとき
- (2) 財務大臣は、通関業の許可が消滅したときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。
- (3) (1)の規定により通関業の許可が消滅した場合において、現に進行中の通関手続があるときは、当該手続については、当該許可を受けていた者（その者が死亡した場合には、その相続人とし、法人が合併により消滅した場合には、合併後存続する法人又は合併により設立された法人とする。）が引き続き当該許可を受けているものとみなす。



「消滅」とは、それまで存在していたものがなくなること。財務大臣の取消し等の処分とは異なる。

▼チェック問題

空欄に当てはまる語句を答えなさい。

通関業者が次のいずれかに該当するときは、当該通関業の許可は（イ）する。

- ① 通関業を（ロ）したとき
- ② （ハ）した場合で、許可の承認申請が期間内にされなかったとき、又は承継の承認をしない旨の処分があったとき
- ③ 法人が（ニ）したとき
- ④ （ホ）の決定を受けたとき
- ⑤ 通関業の許可の条件として付された期間が経過したとき

▼解答

イ：消滅 ロ：廃止 ハ：死亡 ニ：解散 ホ：破産手続開始



CHECK

過去問題に挑戦しよう！

「通関業の許可の消滅及び取消し」またはこれに類する単元の過去問に取り組みましょう。
 （過去問解説講座テキストの利用者は目次を参照して下さい。）

※単元名は完全に一致しない場合があります。

7 許可の取消し（通関業法第 11 条）

- (1) 財務大臣は、通関業者が次のいずれかに該当するときは、その許可を取消することができる。
- ① 偽りその他不正の手段により通関業の許可を受けたことが判明したとき
 - ② 一定の欠格事由のいずれかに該当するに至ったとき
（「第 2 章 3 欠格事由」1 号、3 から 7 号、10 号、11 号を参照。）
- (2) 財務大臣は、(1)の規定により通関業の許可の取消しをしようとするときは、審査委員の意見を聴かなければならない。



許可の「消滅」とは異なり、取消しの場合は
現に進行中の通関手続があるときは、直ちに依頼者に戻すか、又は他の通関業者に引き継がなければならぬ。

取消しをするにあたっては、以下の手順となる。

- ① あらかじめ通関業者に通知して聴聞を行う
- ② 第三者である審査委員の意見を聴き、処分の決定を行う
- ③ 許可の取消しの公告

▼チェック問題

正しい記述には○、誤った記述には×をつけなさい。

- ① 財務大臣は、通関業者が継続して6月以上にわたって通関業務を行わなかったときは、通関業の許可を取消することができる。
- ② 財務大臣は、通関業者の経営の状態が悪化し、経営の基礎が確実でなくなったときは、その通関業の許可を取消することができる。

▼解答

- ① × ② ×



CHECK

過去問題に挑戦しよう！

「通関業の許可の消滅及び取消し」またはこれに類する単元の過去問に取り組みましょう。
(過去問解説講座テキストの利用者は目次を参照して下さい。)

※単元名は完全に一致しない場合があります。